

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号			
手続名	基準議決権数を超える議決権の取得、保有に係る承認（漁連）			根拠条項	第87条の3第2項（第17条の15第2項ただし書準用）			
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第35条第2項の規定によることとする。							
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 1月 標準経過期間 日	目次 No.